

①件 名
復興整備計画への掲載事業追加について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき創設された復興整備計画は、被災自治体が復興整備事業を進める際に、一つの計画の下で、個別法による各種手続を処理することを可能とした特例措置である。</p> <p>同計画を活用することで、防災集団移転促進事業などの各種事業を対象に、都市計画法や農地法等の個別法による許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理など、各種復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を図るための特例措置が講じられる。</p> <p>【目的】</p> <p>復興整備計画の活用により、復興整備事業を円滑かつ迅速に推進する。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>東日本大震災復興特別区域法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕又は〔個別計画との整合性〕】</p> <p>石巻市震災復興基本計画 第6章 3 震災復興特区制度の活用</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年2月17日 復興整備協議会設立 ・平成24年2月17日 第1回復興整備協議会（案件：新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業） ・平成24年3月23日 第2回復興整備協議会（案件：防災集団移転促進事業 2地区） ・平成24年4月19日 第3回復興整備協議会（案件：防災集団移転促進事業 11地区） ・平成24年7月 2日 第4回復興整備協議会（案件：防災集団移転促進事業 7地区） ・平成24年7月30日 第5回復興整備協議会（案件：新蛇田地区被災市街地復興土地地区画整理事業 石巻泊浜太陽光発電事業） ・平成24年8月20日 第6回復興整備協議会（案件：防災集団移転促進事業 4地区） ・平成24年8月27日 復興整備計画（第4回変更）の公表 <p>【復興整備計画に記載済の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業（土地地区画整理事業） 2地区 ・防災集団移転促進事業 24地区（今回の4地区を含む。） ・その他の事業（太陽光発電事業） 1地区

<p>⑤主な内容</p>
<p>復興整備計画に新たに追加掲載した復興整備事業（４件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 月浦地区防災集団移転促進事業（石巻） ② 大谷川浜地区防災集団移転促進事業（牡鹿） ③ 羽坂・桑浜地区防災集団移転促進事業（雄勝） ④ 小泊・大室地区防災集団移転促進事業（北上） <p>※上記地区を含めた防災集団移転促進事業に係る国土交通大臣の同意地区については別紙のとおり。</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>復興整備事業の円滑な実施が図られる。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p></p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・平成２４年１０月２５日 第７回復興整備協議会 【予定案件】防災集団移転促進事業 １９地区 ・平成２４年１１月１９日 第８回復興整備協議会 【予定案件】調整中 <p>※ 復興整備計画は、概ね１～２カ月ごとに変更・公表するスケジュールで進められる予定であり、今後も復興整備事業の事業熟度、住民合意調達の状況、関係機関との協議状況等に応じて、復興整備事業を追加掲載していく予定</p>
<p>⑨その他</p>
<p></p>